

上越市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 5 4 号

上越市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

上越市営住宅条例施行規則（昭和 4 7 年上越市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 号中「運転免許証」の次に「又は道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報を確認することができる書類」を加える。

第 2 5 号様式中「2 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し」を

「2 当該駐車場を使用する者の運転免許証又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報を確認することができる書類の写し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第 2 5 号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第 2 5 号様式に相当する様式として使用することができる。